愛媛県在宅難病患者一時入院等事業のご案内

1. この事業について

在宅難病患者の介護者が病気治療や休息等の理由により、介護を続けることが一時的に困難になった場合、以下の支援を受けることができます。

- **一時入院事業**：医療機関に一時的に入院ができます。
- **在宅レスパイト**：ご自宅に看護師が来て、見守りやケアを行います。

2. 対象となる方

以下①～③のすべてに当てはまる方が対象です。

①愛媛県内に住所がある方

②指定難病患者または特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、在宅で常時、ご家族等から介護を受けている方のうち、次の要件に該当すること。

ア　当該疾病を主たる要因として、常時医学的管理下に置く必要がある方

イ　病状が安定しており、かつ人工呼吸器（在宅非侵襲的陽圧呼吸器（NPPV）を含む）を装着している方

③ご家族等の介護者の療養、休息等の理由によって、一時的に在宅での介護が受けられなくなる方

※在宅レスパイト希望者は、①～③に加え、次に掲げる要件のいずれかに該当する方

- 病状等の理由により医療機関への移送が極めて困難である
- 移送に伴う身体的・精神的負担が極めて大きい

3. 2 事業の利用方法の比較

項目	一時入院	在宅レスパイト
期間・時間	年度内 7 日まで	利用は 1 時間単位で、1 月あたり 4 時間以内 年度内 3 回まで（利用した月を 1 回と数える） ※原則：午前 9 時～午後 5 時

4. 申請から利用までの流れ

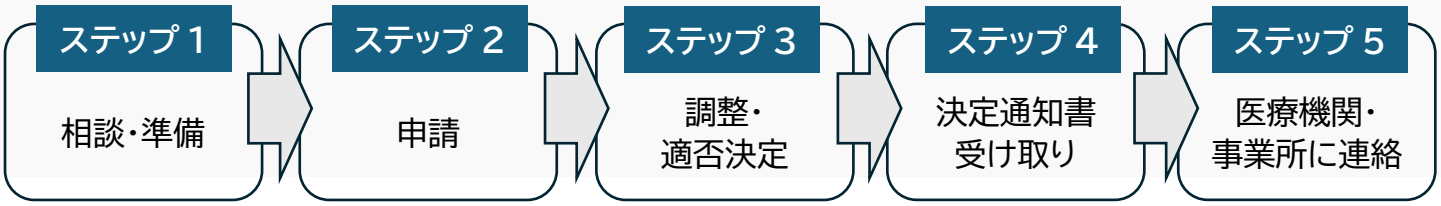

【手続きの内容】

ステップ1　保健所で対象条件と必要書類を確認し、申請書（一時入院 or 在宅レスパイト）と医療情報を用意

ステップ2　申請書と医療情報を、お住まいの地域の保健所へ提出

ステップ3　難病医療コーディネーターが医療機関や訪問看護事業所と調整し、利用の適否が決定

ステップ4　決定（適否）通知書がお手元に届く

ステップ5　適当である場合は、指定された医療機関や訪問看護事業所に直接連絡

緊急の場合

極めて急を要する場合は、口頭での手続も可能です。その後、正式な手続を行います。

5. 申請時に必要な書類

一時入院の場合

- 在宅難病患者一時入院申請書（様式第１号の１）
- 在宅難病患者一時入院医療状況等情報提供書（様式第２号）

在宅レスパイトの場合

- 在宅難病患者在宅レスパイト申請書（様式第１号の２）
- 訪問看護サマリー等の患者情報がわかる書類（※様式の指定はありません）

※必要書類は、愛媛県ホームページに掲載しています。

6. 利用上の注意事項

- 利用希望が多い場合は、その年の利用回数が少ない方を優先します。
- 一時入院の移送は、ご家族で手配してください。
- 在宅レスパイトで訪問する看護師の交通費等はご負担いただきます。
- 在宅レスパイトの内容は、常時の見守り、痰吸引や体位変換等日常生活に不可欠な支援を基本とします。

7. お申込み・お問い合わせ先

この事業のご利用については、お住まいの地域を管轄する保健所にお問い合わせください。

＜利用申し込み先＞

保健所名	電話番号	管轄市町
四国中央保健所	0896-23-3360	四国中央市
西条保健所	0897-56-1300	新居浜市、西条市
今治保健所	0898-23-2500	今治市、上島町
中予保健所	089-909-8757	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所	0894-22-4111	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	0895-22-5211	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
松山市保健所	089-911-1857	松山市

＜事業全般に関するお問い合わせ＞

愛媛県保健福祉部健康衛生局　健康増進課　難病対策係	089-912-2404

詳しい情報・様式のダウンロードはこちら↓

愛媛県ホームページ「在宅難病患者一時入院等事業について」
https://www.pref.ehime.jp/page/17757.html